

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊宮古島駐屯地  
第444会計隊長 藤澤 竹広

下記のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

件名	規格	単位	数量	搬出期限	搬出場所
使用済車両売払い	仕様書のとおり			代金納付の日から5日以内 (令和7年11月28日までに搬出)	陸上自衛隊 宮古島駐屯地

### 2 競争参加資格

- 過去の使用済車両売払い入札にて、解体・破砕証明書の未提出があったことがない者
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和7・8・9年度全省庁統一競争参加資格において、九州・沖縄の「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（以下、「自動車リサイクル法」という。）に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時まで下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。
- 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- 次に示す書類を令和7年9月10日（水）17時00分までに提出した者であること。
  - 資格審査結果通知書の写し
  - 引取業者及びフロン類回収業者登録通知書の写し
  - 解体業及び破砕業許可書の写し
  - 仕様書に基づく解体及び破砕の工程表

オ 下請けさせる者は、下請負承認申請書

下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認にあたって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しないものとする。

下請申請確認期間：申請書到着から令和7年9月16日（火）17時00分まで

(14) **現場確認を行った者**

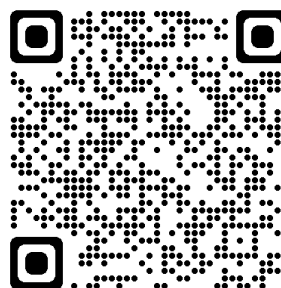
3 公告の掲示場所

- (1) 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- (2) 宮古島商工会議所
- (3) 西部方面隊ホームページ

URL

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>

(令和7年度 売 払を Click)



4 現場説明会及び現場確認

- (1) 現場説明会  
実施しない。
- (2) 現場確認

個別に対応するため、入札参加者は事前調整の上、実施されたい。調整する際の問い合わせ先については、第14項（10）イ「仕様書及び現場確認に関する問い合わせ先」による。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年9月25日（木）9時00分
- (2) 場 所：陸上自衛隊宮古島駐屯地 B庁舎1階 会計隊入札室

6 落札決定方法

- (1) 総額（消費税抜き）とし、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同額の入札の場合については、くじ引きにより決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

## 8 違約金等に関する事項

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。又、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

## 9 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約金額の如何に係わらず、落札決定後遅滞なく、「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を提出する。
- (2) 適用する契約条項
  - ア 不用物品売払契約条項
  - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
  - ウ 暴力団排除に関する特約条項
  - エ 売払い物品の解体に関する特約条項  
「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする」とする。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

## 10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- (2) 電報、電話及びFAX等による入札
- (3) 入札書に記載された入札金額、件名及び入札者の氏名が判明しがたい場合（入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）のほか担当者の氏名を記載のうえ、連絡先を記載すること。ただし、代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。）
- (4) 入札書に記載された金額が訂正されている場合
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に付する事項に変更又は修正が発生し、変更の公告がなされた場合において、その確認をし、変更又は修正をしていない者の入札
- (7) 入札書に「暴力団排除に関する誓約書」に同意した旨の記載又は誓約書の提出、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等に同意する旨の記載がない者の入札
- (8) **現場確認をしていない者の入札**
- (9) **本件に下請負者として承認された者が行った入札**

## 11 売払代金に関する事項及び物件引渡の時期

- (1) 物件引渡しの時までに売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付は現金又は納入告知書による払込で、現金の場合は指定の時間までに会計隊事務室にて完了する。
- (3) 代金を納付した日から原則として5日以内に引取を完了する。
- (4) 所有権の移転時期は、当該物件の解体及び破砕の完了を届け出て、契約担当官が承認したとき。

## 12 貿易管理令に基づく輸出制限

当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

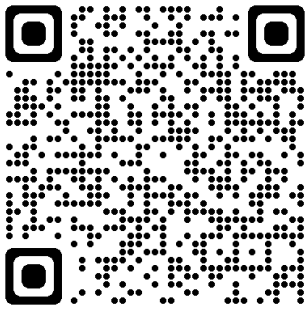
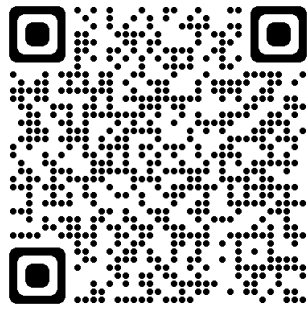
## 13 引渡車両の解体・処分要領

- (1) 本件の引渡車両の解体・処分作業は、宮古島内で行うものとする。

- (2) 契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたって官側の現地確認を受ける。そのため、受注者は、落札後速やかに解体及び破砕の工程表を提出し、官側担当者と解体・処分の時期等について調整を行うものとする。

14 その他

- (1) 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。  
 (2) 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊ホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知の上参加すること。  
 (3) 前各号に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。  
 (4) 陸上自衛隊入札及び契約の心得等

陸上自衛隊入札及び契約の心得	陸上自衛隊駐屯地用標準契約書
	

- (5) 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。  
 (6) 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式、令和7年9月24日（水）17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。  
 (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。  
 (8) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。  
 (9) 売払物品は、現状引渡しであり、契約締結後、防衛省は当該物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人が当該物品に不具合、隠れた瑕疵等を発見した場合でも契約金の減免、損害賠償の請求、契約の解除等は実施できない。

(10) 問い合わせ先

〒906-0201 沖縄県宮古島市上野字野原83-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地

ア 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

TEL 0980-76-6661 内線348

FAX 0980-76-6712

第444会計隊 契約班 担当：鯨坂（あじさか）

イ 仕様書及び現場確認に関する問い合わせ先

TEL 0980-76-6661 内線447

FAX 0980-76-6712

宮古島駐屯地業務隊 補給科 担当：又吉（またよし）